

## 概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）の傷病の治ゆ日の認定に誤りがあったとして、不支給とした原処分を取り消した事例

## 要 旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は通関業務に従事しており、平成 20 年 5 月 23 日、事業場倉庫内での重量物（約 80kg）の積み下ろし作業中、右肩に激痛が生じた。

請求人は翌日にも激痛が続いていたので、○病院にて治療（傷病名「右肩石灰性腱炎」「右肩インピンジメント症候群」）を開始し、同年 6 月に手術を行うなど治療を継続していたが、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は同年 9 月 9 日の再手術以降の治療は保存療法であり、災害発生後約 1 年経過した平成 21 年 5 月 31 日をもって治ゆと認定し、同年 6 月以降の休業補償給付及び療養補償給付（移送費）については支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

主治医（他の医師も）及び理学療法士が回復すると判断し、現在、リハビリにより復職まであと少しのところまで回復してきているにも関わらず、平成 21 年 5 月 31 日で症状固定とした決定は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

「右肩インピンジメント症候群」は業務上疾病と認めるが、請求人には本件以前から右肩痛が存在しており、「右肩石灰性腱炎」については、本件災害との相当因果関係が認められない。しかし、保存療法ではなく短期間で手術適応としたことは、「右肩石灰性腱炎」が本件災害により著明に増悪したことを示すとも考えられるため、既存疾患の増悪部分のみを労災保険給付することとした。

治ゆの判断について、

- ① 地方労災医員 A の意見によると「既に症状固定の状態と考える。」としている。
- ② 「右肩インピンジメント症候群」は、平成 20 年 6 月 11 日以降、主たる疾患としての療養は行っていない。
- ③ 「右肩石灰性腱炎」は、増悪部分のみ労災保険給付するとしたため、平成 20 年 9 月 9 日の手術以降は保存療法であると認める。
- ④ 平成 21 年 1 月から 5 月まで就労していた。

以上の①から④を考慮し、災害発生後約 1 年および手術後約 8 か月経過の「平成 21 年 5 月 31 日」を治ゆ日と判断した。

### 4 審査官の判断

各医学図書及び医師の意見等より、請求人に発症した「右肩石灰性腱炎・右肩インピンジメント症候群」は、請求人の退行性変化があったところに、本件の重量物を取り扱う業務が基礎疾患を著しく増悪させ、急激な疼痛として発症したものと判断される。

請求人の治ゆ時期について、

① 主治医の意見によると「現在のリハビリにて可動域の上昇、回復が見込めるため、平成21年12月頃が治ゆ見込み時期である。」と意見している。

② 地方労災医員Bの意見によると「治療として手術（石灰化部分の切除）を行い、以後は、術後のリハビリテーションが継続されている。労災リハビリテーション評価計画書（平成21年9月30日付、○医師）によれば、平成21年11月頃の到達目標としており、また、主治医意見からも、平成21年12月の最終治療日を治ゆとして不合理はない。」と意見している。

以上から、監督署長が治ゆと判断した時期以降もリハビリを中心に治療を継続する必要がある、主治医が治ゆ見込みとした平成21年12月の最終受診日をもって治ゆと判断するのが妥当と思料される。

したがって、監督署長が請求人に対して行った平成21年6月1日から同年10月31日までの休業補償給付を支給しないとした旨の処分及び同年6月1日以降の通院費である療養補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。